

実績評価書

(厚生労働省2(Ⅷ-3-2))

<p>施策目標名</p>	<p>戦没者遺骨収集事業の推進等により、戦没者遺族を慰藉するとともに中国残留邦人等に対する自立支援等を行うこと(施策目標Ⅷ-3-2) 基本目標Ⅷ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標3: 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p>					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の施策を実施している。 1. 戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、慰霊巡拝、及び慰霊友好親善事業、並びに慰霊碑の適切な維持管理等を実施する。 ・ 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) 2. 中国残留邦人等の円滑な帰国を推進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的として、帰国援護、受入れ、定着・自立支援を行う。 ・ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) 3. 終戦後に旧陸海軍等から引き継いだ人事関係等資料を適切に整備保管するとともに、これらを活用して履歴証明の発行、恩給請求書類の総務省への進達、抑留者調査と関係遺族へのお知らせを行う。 ・ 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) ・ 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) ・ 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定</p>					
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>戦後70年以上が経過してもなお、いまだ多くの戦没者の遺骨が収集されていないことが課題である。また、戦没者遺族から戦没者の慰霊追悼の施策の実施を求められている。また、日本人でない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例を踏まえ取りまとめられた見直し方針に基づき、①ガバナンスの強化、情報公開、②収容・鑑定のある見直し、③見直しを実施するための体制の整備を行う必要がある。</p>				
<p>2</p>	<p>中国残留邦人等には言葉の問題を抱えている方が多い中で、現在高齢化が進んでいる状況にあり、日常生活上の手助けの必要性が増しており、地域における支援の充実が課題である。</p>					
<p>3</p>	<p>援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明や恩給請求書の内容確認が求められており、また、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料は、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うことが課題である。</p>					
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>			<p>達成目標の設定理由</p>		
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること。</p>			<p>遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するとともに、戦没者の慰霊追悼を行うため、慰霊巡拝等を着実に実施し、戦没者遺族の慰藉を図ることが重要であるため。</p>		
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること。</p>			<p>高齢化する中国残留邦人等の支援のためには、地域におけるきめ細かな支援が重要であるため。</p>		
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと。</p>			<p>一定の事務処理期間を設定することで、迅速な履歴証明の発行と、恩給進達を担保することができるため。ロシア連邦政府等からの資料の取得及びその資料を迅速に照合することが、早期の死亡者特定と関係遺族への通知に繋がるため。</p>		
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<p>区分</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>
<p>重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>			<p>年月日 平成27年2月12日</p>		<p>関係部分(概要・記載箇所) 六 外交・安全保障の立て直し(平和国家としての歩み) 今も異国の地に眠るたくさんの御遺骨に、一日も早く、祖国へと御帰還いただきたい。それは、今を生きる私たちの責務である。硫黄島でも、一万二千柱もの御遺骨の早期帰還に向け、来年度中に滑走路下百か所の掘削を完了し、取組を加速してまいらる。</p>

達成目標1について		戦没者の遺骨収集事業と慰霊巡拝等を着実に実施すること							
測定指標	指標1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合(アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		<ul style="list-style-type: none"> 慰霊巡拝事業は、遺骨収集事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義なものとするため、当該数値を測定する。 慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が過去3年間の平均以上となるよう目標値を定めている。 (参考)平成27年度実績:87% ※ 直近の令和2年度の実績値84%は分母:令和2年度に慰霊巡拝に参加した人数(19人)、分子:令和2年度に慰霊巡拝に参加し「満足した」と答えた者(16人)から算出 							
		基準値	実績値					目標値	主要な指標
	平成25年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		△
	-	91%	87%	88%	88%	84%	3年間の平均値以上		
	年度ごとの目標値	-	85%以上	平成26年から平成28年度までの平均値(89%)以上	平成27年度から平成29年度までの平均値(88%)以上	平成28年度から平成30年度までの平均値(87%)以上	平成29年度から令和元年度までの平均値(87%)以上		
測定指標	指標2 遺骨収容又は送還を行った地域数(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		<ul style="list-style-type: none"> 今次の大戦による戦没者の遺骨は、戦後70年を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で遺骨を着実に収容・送還することが遺骨収集事業の推進につながることから、当該数値を測定する。 遺骨収集事業は、埋葬地に関する情報等に基づき、相手国政府の許可を得た上で実施するものであり、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域別の収容数が左右されるため、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施する指標として、3年間の平均地域数以上を目標とする。 (参考)平成27年度実績:16地域 							
		基準値	実績値					目標値	主要な指標
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度		○
	-	17地域	14地域	15地域	9地域	2地域	3年間の平均地域数以上		
	年度ごとの目標値		平成25年度から平成27年度までの平均地域数(14地域)以上	平成26年から平成28年度までの平均地域数(18地域)以上	平成27年度から平成29年度までの平均地域数(16地域)以上	平成28年度から平成30年度までの平均地域数(16地域)以上	平成29年度から令和元年度までの平均地域数(13地域)以上		(△)

達成目標2について		言葉の問題を抱え、高齢化が進む中国残留邦人等の自立支援の充実を図ること							
測定指標	指標3 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数(件)(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		<ul style="list-style-type: none"> 中国残留邦人等地域生活支援事業とは、中国残留邦人等がそれぞれの地域で生き生きと安心して暮らすことができるよう自治体を実施主体として行っている事業である。したがって、中国残留邦人等が居住する自治体のより多くの地域で実施されることが中国残留邦人等の自立の支援につながるものであり、その中でも、高齢化する中国残留邦人等の多くは言葉の問題を抱えているため、自立支援通訳の派遣事業を行っている。 この自立支援通訳の派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100を目標値における○○としている。 							
		基準値	実績値					目標値	主要な指標
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	(△)
	-	20,951件	22,163件	22,185件	21,096件	集計中(R3年10月目途公表予定)	前年度の○○%以上(※)		
	年度ごとの目標値		前年度(16,840件)以上	前年度の98%(20,532件)以上	前年度の98%(21,720件)以上	前年度の97%(21,520件)以上	前年度の97%(20,464件)以上		
測定指標	指標4 中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数(件)(アウトプット)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		<ul style="list-style-type: none"> 自立指導員とは、中国残留邦人等が長期にわたり海外で生活していたために、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活の諸問題に関する相談に応じることにより、地域において安定した生活が送れるよう支援するために配置しているものである。 この自立指導員の派遣実績数を測定指標にするとともに、目標値を前年度実績×(前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数)以上の派遣数としている。 ※ 前年度の支援給付受給世帯数/前々年度の支援給付受給世帯数×100を目標値における○○としている。 							
		基準値	実績値					目標値	主要な指標
	-	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	(△)
	-	2,466件	1,941件	1,573件	1,292件	集計中(R3年10月目処公表予定)	前年度の○○%以上(※)		
	年度ごとの目標値		-	前年度の98%(2,417件)以上	前年度の98%(1,903件)以上	前年度の97%(1,526件)以上	前年度の97%(1,254件)以上		

達成目標3について

遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用し、迅速な履歴証明の発行、恩給進達、関係遺族への通知を行うこと

		指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
測定指標	指標5 履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合 (アウトカム)	軍人軍属であった期間の年金通算や叙勲申請に伴う軍歴証明を迅速に行うため、当該数値を測定し、毎年度100%を目標値とする。 (参考)平成27年度実績:100%								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	○
		—	100%	100%	100%	100%	100%	100%		
		—	4,939件	4,610件	3,655件	3,429件	2,772件			
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%			
	指標6 恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合 (アウトカム)	受給者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、裁定庁である総務省への進達を迅速に行うことが重要である。 事務処理期間の目標を設けることにより、迅速な事務処理が担保できると考える。 (参考)平成27年度実績:100%								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	○
		—	100%	100%	98%	100%	100%	100%		
—		71件	60件	51件	30件	28件				
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%				
指標7 ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合 (アウトカム)	戦後70年を経過し、関係遺族の高齢化が進む状況を踏まえ、抑留中死亡者の早期特定に努める必要がある。但し、特定に繋がるかどうかは、ロシア連邦政府等から提供される資料の内容に左右されるため、日本側資料との照合数を目標とする。 (参考1)平成27年度実績:100% (参考2)新規の資料が少なく、件数が減少傾向にあるが、令和2年度からは資料調査の範囲を拡大し、更なる資料の収集に努めている。									
	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	
	—	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	毎年度	○	○	
	—	100%	100%	100%	100%	100%	100%			
	—	4,701件	1,093件	550件	21件	14件				
年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%				

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③【相当程度進展あり】
	総合判定	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展あり】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1(慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合)については、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、国内1回のみの実施となったため適切な評価は出来ないが、設定した目標の8割以上に到達しているため、概ね達成と判断した。 指標2(遺骨収容又は送還を行った地域数)については、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国への入国が制限されたため、遺骨収集については国内のみにおいて実施した。計画上、新型コロナウイルス感染症の影響により関係国への入国が制限されなければ、目標は達成できていた見込みが高いため概ね達成と判断した。 指標3(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数)については、令和2年度実績は集計中であるが、平成28年度から平成30年度のいずれの年度においても目標値を達成しており、目標値をやや下回った令和元年度においても、目標値に対する達成度合いは98%であるため、令和元年度までの実績を踏まえ、令和2年度についても目標については概ね達成と判断した。 指標4(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数)については、令和2年度実績は集計中であるが、平成29年度から令和元年度までの間で目標値を下回っているものの、いずれの年度においても目標値に対する達成度合いは80%以上であるため、令和元年度までの実績を踏まえ、令和2年度についても目標については概ね達成と判断した。 指標5から指標7については、全て目標値に到達していることから、目標を達成していると判定した。
評価結果と今後の方向性	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により1回のみ実施であったが、同時期同地域の3年間の平均満足度には到達していることから、慰霊巡拝は有効に機能している評価できる。 指標2については、新型コロナウイルス感染症等の影響により計画のとおりには実施できなかったが、遺骨収容を実施した地域においては過去3年間で最も多く遺骨を収容していることから有効に機能していると評価できる。 指標3については、令和2年度実績は集計中であるものの、平成28年度から平成30年度のいずれの年度においても目標値を達成しており、目標値をやや下回った令和元年度においても、目標値に対する達成度合いは98%であるため、当該施策は有効に機能していると評価できる。 指標4については、令和2年度実績は集計中であるが、平成29年度から令和元年度までのいずれの年度においても目標値に対する達成度合いは80%以上であるため、当該施策は有効に機能していると評価できる。 指標5の資料調査・履歴証明については、迅速な対応により、必要資料を速やかに取得いただけることから、有効な施策と評価できる。 指標6の恩給進達については、迅速な対応により、恩給を速やかに受給できることから、有効な施策と評価できる。 指標7の抑留者関係資料の調査については、遺族が自らの親族の死亡の経緯等を把握することができることから、有効な施策と評価できる。 <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、毎年度一般競争入札を実施する等経費削減に勤めており、効率的に事業が実施されていると評価できる。 指標2については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内のみでの実施となったが、情報収集等を行った上で計画的な遺骨収集を実施しているため、効率的に実施されていると評価できる。今後、海外での事業が可能な状況になり次第、速やかに再開する。 指標3及び指標4については、毎年度、前年度以前の事業実績を踏まえ、実施機関の事業計画を精査し、必要に応じて見直しを行っており、効率的に事業が実施されていると評価できる。 指標5及び指標6については、平成30年度以降毎年予算額がほぼ一定である(※1)中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ※1 指標5及び指標6 平成30年度予算額:44百万円、令和元年度予算額:46百万円、令和2年度予算額:44百万円 指標7については、平成30年度以降予算額を4,800万円削減している(※2)中で、毎年度目標値を達成していることから効率的な取組が行われていると評価できる。 ※2 平成30年度予算額:218百万円、令和元年度予算額:171百万円、令和2年度予算額:170百万円 <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、新型コロナウイルス感染症の影響により、海外での事業実施が行えず、国内で実施した慰霊巡拝のみでの評価となった。今後は、海外での事業実施が可能な状況となれば速やかに再開する。 指標2については、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国において入国が困難な状況であったこと等から、目標を達成することが出来なかった。今後は、海外での事業実施が可能な状況となれば速やかに再開する。 指標3については、中国残留邦人等の高齢化に伴い医療・介護サービスの通訳派遣に対する需要増加を受けて、年々増加傾向となっており、より効率的かつ効果的な実施を検討する必要がある。 指標4については、中国残留邦人等が減少していることを踏まえつつ指標を設定し、引き続き事業を実施する必要がある。 指標5及び指標6については、件数は減少しているものの、対象者は高齢化しており、迅速な対応が引き続き必要である。 指標7については、ロシア連邦政府等から新たな資料を入手しており、これら資料の調査を迅速に進めることが、引き続き必要である。

	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>(施策及び測定指標の見直しについて)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1及び指標2については、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ目標を達成できていた見込みが高いため引き続き、目標達成を目指していく。今後、海外での事業実施が可能な状況となれば、速やかに再開する。 指標3については、順調に推移していることから、引き続き目標達成を目指していく。 指標4については、近年、中国残留邦人等が減少している状況を踏まえ、支援給付受給世帯数の減少率を反映させた指標としているため、引き続き目標達成を目指していく。 指標5については、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな履歴証明を行うという課題に対して受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため、当該指標を維持し、引き続き目標達成を目指していく。 指標6については、援護の対象となる旧軍人等や遺族・家族の高齢化が進む中、速やかな恩給請求書の内容確認を行うという課題に対して、受付後一定期間内に処理した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため、当該指標を維持し、引き続き目標達成を目指していく。 指標7については、抑留中死亡者に関する情報が不足する中、ロシア連邦政府等からの資料入手を迅速かつ適切に行うという課題に対して、前年度中にロシア連邦政府等から入手した資料から翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合は、施策の進捗状況を測定する上で、最適な指標であるため、当該指標を維持し、引き続き目標達成を目指していく。
--	----------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>第10回政策評価に関する有識者会議福祉・年金ワーキング(令和3年8月2日開催)で議論いただいたところ、以下の3点について意見があり、これを踏まえ、以下に示すような評価書の修正等を行った。</p> <p>【達成目標2について】</p> <p>① 指標3(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数)について、目標値が「前年度の98%」、「前年度の97%」と下がっているのは、支援給付受給世帯が少なくなっている自然減によるものなのか、別の要因によるものか。次期の指標を作成する際に検討した方がよい。 ⇒ 目標値の低下は、支援給付受給者が毎年2~3%亡くなることによる自然減によるもの。現在の指標は、この自然減を反映した指標としているため、引き続きこの指標及び目標値を用いていきたい。</p> <p>② 指標3(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数)に比べ、指標4(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数)の方が、毎年度の減少率が大きいのが、この要因は何か。指標3同様に自然減による影響なのか。 ⇒ 自然減の影響に加え、中国残留邦人等の方々も日本での生活に定着していく中で、日常生活の諸問題に関する相談する機会が減少していると考えられるが、これは施策が浸透している効果でもあり、減少することが悪いことではないと認識している。</p> <p>【達成目標3について】</p> <p>③ 指標5(履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合)、指標6(恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合)、指標7(ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合)について、補足情報として、ボリューム感を把握するため、それぞれ毎年度何件処理しているのかを示してはどうか。 ⇒ 指標を踏まえ、指標5~指標7の各年度における処理件数を記載した。</p>
------------------------	---

<p>参考・関連資料等</p>	<p>関連法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000012 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000012 公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000012 恩給給与細則(昭和28年総理府令第67号) https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=428AC1000000012 捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H3-2493.pdf
-----------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>社会・援護局事業課 社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室 社会・援護局援護・業務課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>事業課長 佐藤 宏 援護企画課中国残留邦人等支援室長 岩楯 信和 援護・業務課長 柴沼 雄一郎</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	---	---------------	--	-----------------	---------------